

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
1	募集要項	1					構成企業、協力企業の定義を変更されましたが、SPCに出資しない企業がSPCから業務の一部を直接受託することは不可ということでしょうか。他案件のPFI事業では設計企業等が出資をせずにSPCから直接業務を受託する事例が数多くあります。	協力企業の定義を「SPCに出資せず、SPCまたは構成企業から業務の受託・請負を予定している者」とします
2	募集要項	4	第2	6			積算をするうえで供用開始の令和8年9月1日～令和9年3月31日と最終年度の令和23年4月1日～令和23年8月31日の給食日数をお示いただけますでしょうか。	令和8年9月1日～令和9年3月31日は127日、令和23年4月1日～令和23年8月31日は74日です。
3	募集要項	5	第2	7	(3)	コ	上記各項目に伴う各種申請等業務とは、何を想定されておりますでしょうか。業務実施に伴う官公庁等への届出という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	8	第3	3	(3)	ア	(イ) 「HACCP に関する相当の知識を有している」とはドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計、建設、工事監理、維持管理、運営のそれぞれの業務に関する実績は、建物の部分の給食施設、調理施設と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	募集要項	9	第3	3	(3)	ウ	(イ) 「HACCP に関する相当の知識を有している」とはドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計、建設、工事監理、維持管理、運営のそれぞれの業務に関する実績は、建物の部分の給食施設、調理施設と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	募集要項	12	第3	4	(1)	エ	第2回目の質疑若しくは対話のご機会を設けて頂けないでしょうか？	第2回質問意見受付の実施予定はありません。
7	募集要項	12	第3	4	(1)	エ	募集要項等に関する第2回目の質疑の機会を頂きたいと思えます。もしくは対話の機会を設けて頂けないでしょうか。	No6と同じ。
8	募集要項	12	第3	4	(1)	エ	第2回目の質疑もしくは対話の機会を設けて頂けないでしょうか。	No6と同じ。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
9	募集要項	12	第3	4	(1)	エ	質疑に対する回答内容に関して、追加の質問等がある場合に問合せを行いたく、2回目の質疑または対話の機会を設けて頂けないでしょうか。	No6と同じ。
10	募集要項	12	第3	4	(1)	エ	公表資料についての解釈など、貴市と事業者間での理解を深めるため（認識のずれを無くすため）、1回目の質疑回答の結果を踏まえて、2回目の質疑や対話の機会を設けていただきたいと考えております。ご検討いただけませんか。	No6と同じ。
11	募集要項	13	第3	4	(2)	ア	簡易ファイルに綴じるとは、A4ファイルでしょうか。また、インデックスは不要でしょうか。ご指定があればご教授下さい。	参加表明書及び参加資格確認に必要な書類のファイルの大きさ、インデックス、表紙に記載する事項等については、特に指定はありません。
12	募集要項	13	第3	4	(2)	ア	参加資格確認申請書の提出ファイル、表紙・背表紙のタイトルはどのように書けばよいでしょうか。特に指定はないでしょうか。ご教授下さい。	No11と同じ。
13	募集要項	14	第3	4	(3)		見積書・価格計算書は1部提出でしょうか。封筒に入れるのでしょうか。表紙には記載する事項はありますか。	見積書・価格計算書の提出は1部とします。入札ではありませんので、封筒に入れる必要はありません。表紙に記載する事項の指定は特にありません。
14	募集要項	14	第3	4	(3)		様式7と様式7-2はどのように提出するのでしょうか。	No13と同じ。
15	募集要項	14	第3	4	(3)		簡易ファイルとはどのようなタイプのファイルでしょうか。自立するような材質の硬いものでしょうか、紙製のものでしょうか。	材質に指定はございません。硬いものでも、紙製でも結構です。
16	募集要項	14	第3	4	(3)		提案書類には、内容を補足するための添付書類を付けてよいでしょうか。	可とします。
17	募集要項	14	第3	4	(3)		【表〈提案書の受付〉提出書類・提出部数 (2)提案書】 「提案書類は、次の内容とし、各々正1部、副10部提出」とありますが、提案書（様式第13号～第17号）と提案図面（様式第18号）を別ファイルで綴じそれぞれ必要部数を用意するという解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
18	募集要項	18	第5	1	(1)	ア	起債対象となる設計・建設工事に係る費用とは、税込み金額で計算すれば良いのでしょうか、それとも税抜き金額で計算すべきでしょうか。ご教授お願いします。	税込み金額でお願いします。
19	募集要項	18	第5	1	(1)	ア	「当該一時支払金に変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整する」とありますが、仮に交付金が下りなかった場合、割賦料に上乘せされるのでしょうか。 また、一時支払金には交付金と起債がございますが、交付金が下りない場合、起債部分の一時支払金もなくなるのでしょうか。	交付金が下りなかった場合は、現在想定している起債も活用できなくなります。起債については、別の起債にて対応いたしますが、充当率等の要件が変わるため、起債額が変わります。 交付金が下りなかった場合は、別起債により対応する部分を一時支払い、残りを割賦払いとし、それに伴う金利分を増額対応します。
20	募集要項	18	第5	1	(1)	ア	③起債（単独分）を算出する際に用いる（起債対象となる設計・建設工事にかかる費用の合計額）は消費税を含んだ金額で計算すればよろしいでしょうか。	No18と同じ。
21	募集要項	19	第5	1	(1)	イ	「基準金利は、東京銀行間取引金利 TIBOR1年もの（円／円）とし、この基準金利を参考に、10年固定金利を想定したスプレッドを設定するものとする。」とございますが、TIBOR1年ものを参考にした10年固定金利とは具体的にどのように算出するのでしょうか。一般的には明確化の観点からもリフィニティブ社が算出するTOKYO SWAP RATE (TSR)などを参照するものと認識しておりますので、TSRを参照することに見直しいただけないでしょうか。 また、足元では金利上昇傾向にあるため、長期固定金利での資金調達が困難になる可能性があると思われまますので、5年もしくは10年などで基準金利の見直しをご検討いただけないでしょうか。	基準金利は、引渡し時の金利の変動への対応と、提案時の各グループの考え方を統一することを目的として、市でも無料で確認できる指標を採用しました。金利については、このTSRとの差分をスプレッドに加算するなど、事業者の提案に委ねることを想定しており、募集要項のままとします。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
22	募集要項	19	第5	1	(1)	イ	「基準金利は、東京銀行間金利TIBOR1年もの（円/円）とし、この基準金利を参考に、10年固定金利を想定したスプレッドを設定するものとする。」とありますが、現在の10年固定金利で0.65%水準に対して、銀行より優先ローンとして15年間固定金利を調達した場合に1.2%を超えており、更に長期金利は上昇基調であるため、資金計画として銀行から融資を受けられない可能性があります。つきましては割賦の基準金利の条件を見直しいただきませんか。 具体的には、他のPFI案件でも多く用いられる「基準金利：JPTSRTOA=RFTBに表示される東京スワップレート・レファレンス・レートTONA TSRベース15年物（円-円）金利スワップレート」に変更いただけませんか	No21と同じ。
23	募集要項	19	第5	1	(1)	イ	提案用基準金利は令和5年10月27日の利率を用いて割賦料を提案することとありますが、応募者間で齟齬のないよう金利のレートを公表いただけませんか。	No21と同じ。
24	募集要項	19	第5	1	(1)	イ	基準金利はTIBOR1年もの（円/円）とし、10年固定金利を想定したスプレッドを設定するものとありますが、10年後の金利はTIBOR1年もの（円/円）で見直し、5年固定金利とされる想定でしょうか。返済期間15年の途中で金利の見直しが入る場合、金融機関が見直し時の金利差をスプレッドに上乘せする可能性が高くなります。原案では、基準金利の確定が1年以上先であることに加えて見直し時の金利も考慮しなければならず、貴市の想定以上に債務負担を負うことになりかねないと思いますので、返済期間に合わせた形（返済期間中の見直しがない形）でご検討いただけませんか。	No21と同じ。
25	募集要項	23	第7	2			契約保証金は、事業契約書（案）P.6 第7条第2項に記載の「施設整備業務及び解体業務にかかるサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除し、消費税及び地方消費税を含む額の10分の1以上」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項の契約金額を事業契約書（案）の内容に読み替えるものとします。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
26	募集要項	24	別紙-1	リスク	分担表		物価変動リスクについて「協議にて判断」と修正されましたが、事業契約書（案）P47に記載されているとおり、基準の指標から1.5%以上の物価変動があった場合はサービス対価を改定するとの理解でよろしいでしょうか。また、物価変動の改定に用いる指標について、具体的な指標の想定があればご教示ください。	1.5%以上の物価変動については、ご理解のとおりです。指標については事業契約書（案）p49のとおりです。
27	募集要項	24	別紙-1	リスク	分担表		物価変動リスクは「協議にて判断」と修正されましたが、協議内容や協議に応じる基準（想定されている指標や何%以上の物価変動がある場合などの基準）がございましたらご教示ください。（解体業務、配膳室改修業務とも）	施設整備（解体、配膳室改修含む）に関する物価変動は、事業者負担と考えますが、過大なインフレ・デフレが生じ、行政として見直すべきと判断した場合において、協議の上、必要に応じて対応するものと考えています。
28	募集要項	24	別紙-1	リスク	分担表		物価変動リスクは「協議にて判断」と修正されましたが、協議基準（スライド基準）となる時期など想定がございましたらご教示ください。（解体業務、配膳室改修業務とも）	No27と同じ。
29	募集要項	24	別紙-1	リスク	分担表		不可抗力リスクにつきまして、協議内容や協議に応じる基準がありましたらご教示ください。 ※例）浸水リスク等	地震、津波、暴風雨、洪水、竜巻、噴火、戦争、内乱、テロ、大規模火災、ロックアウトなど、その他の当事者の合理的支配を超えた偶発的事象を想定しております。